

宮崎県森林環境税と森林環境譲与税の概要

項目	宮崎県森林環境税	森林環境譲与税及びその財源となる国の森林環境税
根拠	宮崎県森林環境税条例 (平成18年3月29日条例第13号)	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (平成31年法律第3号)
目的	県民共有の財産であり、多面的な機能を有する森林を県や県民、森林所有者などが協働し取り組む森林環境の保全のための施策に必要な財源として創設	地球温暖化防止、国土保全などの公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備等に必要な財源として創設
方法	・個人：年額500円 ・法人：均等割額の5% (1,000円～40,000円)	個人住民税均等割 年額1,000円 (森林環境税の課税は令和6年度から)
期間	平成18年から導入し、5年単位で更新 現在は第4期(令和3年度～令和7年度)	課税開始に先立って、令和元年度から譲与
規模	令和5年度 約3.1億円	宮崎県への譲与額(令和5年度) 市町村 約13.5億円 県 約1.8億円
実施主体	県	市町村、県(県は市町村の支援等を行う。)
用途	<p>県や県民が協働して実施する森林づくりやその機運醸成にかか る施策に活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民の理解と参画による森林づくり <ul style="list-style-type: none"> ・森林づくり活動に対する支援、苗木の提供 ・企業による森づくりの支援 など ○多面的機能を発揮する豊かな森林づくり <ul style="list-style-type: none"> ・台風等により堆積した流木などの撤去 ・公益上重要な森林を対象とした再造林支援 ・花粉の少ないスギコンテナ苗など優良苗木の供給体制整備 など ○森林を守り育て次代の人づくり <ul style="list-style-type: none"> ・県有施設を活用した森林環境教育 ・林業現場の見学研修 など 	<p>市町村が実施する間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の 促進や普及啓発等の森林整備及びその促進にかか る施策に活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村の活用事例 <ul style="list-style-type: none"> ア 森林整備等 森林所有者への経営意向調査、森林経営管理制度による 間伐、森林整備経費支援、森林境界明確化、地域林政ア ドバイザーの設置 など イ 人材育成・担い手確保 省力化資材・高性能林業機械等の導入支援、下刈作業・ 酷暑作業手当 など ウ 木材利用・普及啓発 公的施設の木質化、木育の推進 など ○県の活用事例 <ul style="list-style-type: none"> ア 市町村森林整備支援 「みやざき森林経営管理支援センター」の設置・運営 イ 人材育成・担い手対策支援 など 「みやざき林業大学校」での実践的な知識や技術を有する 新規就業者の育成 など ウ 木材利用の推進・普及啓発の支援 国内・海外における県産材の需要開拓推進、木づかい運 動の推進 など